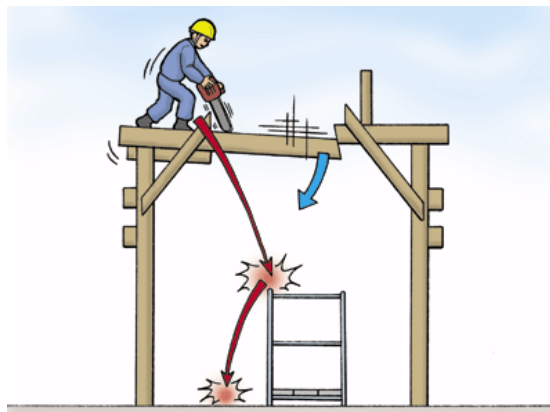


砕石貯蔵用建屋の梁を切断中に墜落

この災害は、砕石を貯蔵していた木造建屋の解体作業中に発生したものである。

この工事は、砕石をコンベヤーで投入するサイロの上屋（木造建屋）を解体し、鉄骨造の建屋を新築するものであった。

災害発生当日、被災者は、解体工事現場に到着し 1 次下請の社員から新規入場教育を 20 分間受けたのち、作業を行う現場に入った。



午前 8 時 50 分頃、被災者は、所属する 2 次下請の現場責任者から自分と一緒にチェーンソーを使用して梁、桁等の切断を行うよう指示を受けた。

次いで、現場責任者と被災者の 2 人は、木造建屋の中央付近の梁上（高さ 4.61m）に昇って、チェーンソーで梁の両端部を切断することになり、まず現場責任者がチェーンソーで梁の一端を切断したところ被災者が右足を乗せていた反対側の梁等が傾いた。しかし、梁の切断面は梁等の重量で圧迫される形で止まっていた。

そこで、被災者は、梁の傾きをロープで反対方向に引っ張って梁を固定して、自分のところの梁を切断しはじめたところ、突然、足元の梁が落下したため被災者は足場を失って床面に墜落し、そこにあった単管手すりに胸を強打し死亡した。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

1 老朽建屋解体の作業計画を作成せずに実施したこと

落下した梁は桁と組み合わせたものであったが、建築後約 60 年も経過していて、かなり老朽化しており、被災者の体重や梁の重さを支えることができない状態であったのに、あらかじめ作業計画(段取り)を作成せずに作業に着手した。

また、柱、梁、桁その他の構造部材の状況を事前に点検し、強度の確認も行っていなかった。

2 墜落防止措置を行っていなかったこと

被災者は、安全帯を着用してはいたが、梁の切断作業を行う際に墜落防止のために安全帯のフックを掛けるための設備が設けられていないので、使用できなかった。

3 安全教育を実施していなかったこと

1 次下請の職員がその日の作業開始前に被災者に対して新規入場者教育を実施したが、一般的な注意事項だけで墜落防止のために必要な具体的な指示は行わなかった。

また、被災者の所属する会社でも解体作業を行う者に対して、作業手順、墜落防止措置等の安全教育を行っていなかった。

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

1 作業計画を作成すること

木造建屋の解体作業を行うときには、あらかじめ建物の建築年数、骨組み等の老朽化の程度、構造上の特徴等を調査して解体方法を決定し、解体作業計画を作成する。

2 作業手順を定め周知徹底すること

実際の作業に先立って骨組みである柱、梁、桁、補強材等の状況等をあらかじめ点検し、それに基づく作業手順を定めて関係作業者に周知徹底する。

また、骨組み全体の解体作業状況を監視する者を指名し、その者の指揮の下に解体作業を進める。(安衛則第 529 条関連)

3 墜落防止措置を講ずること

解体作業中に墜落のおそれがある場合には、墜落防止措置を行った安全な作業床を設けるか、安全帯を使用させるなどの措置を行う。(安衛則第 518,521 条関連)

4 安全教育を実施すること

解体作業に従事する労働者に対し、安全な解体作業を行うための手順、作業時の墜落防止対策などに関する安全教育、危険予知訓練 (KYT) 等を行う。